

百舌鳥古墳群ガイダンス展示製作設置業務提案書作成要領

1、業務名称

百舌鳥古墳群ガイダンス展示製作設置業務

2、業務概要

「百舌鳥・古市古墳群」が世界文化遺産に登録されたことに伴い、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の価値や魅力を多くの来訪者に伝えるため、改修後の大仙公園レストハウス及び堺市博物館にてガイダンス展示の機能を整備する。

3、業務履行期間

契約締結日から令和3年2月28日まで

4、契約担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 高層館5階

堺市文化観光局 世界文化遺産推進室 担当 高野

電話番号 072-228-7014

FAX 072-228-7251

e-mail sei@city.sakai.lg.jp

5、プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しない者。

(2) 百舌鳥古墳群ガイダンス展示製作設置業務プロポーザル参加資格確認申請書（以下、「プロポーザル参加資格確認申請書」という。）提出締切日から審査結果通知日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

(3) 百舌鳥古墳群ガイダンス展示製作設置業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者及び入札参加有資格者

でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合
あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の
決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者
- (7) 日本国内において、平成 21 年 4 月 1 日以降に国又は地方公共団体が設置した同種施設(※注 1)で、常設展示面積が 500 m²以上の展示設計業務（リニューアルの設計・設置を含む。）を元請けとして履行した実績を有し、かつ当該実績を証明できる書類を提出できる者。

〔(※注 1)同種施設とは、世界遺産及びその候補資産、史跡若しくは埋蔵文化財等の文化財、または人類の歴史に関するテーマを含んだ展示機能を備えた施設をいう。〕

6、日程

- (1) 公募開始日 令和元年 12 月 23 日（月）
- (2) 現地説明会実施日（※1） 令和 2 年 1 月 7 日（火）
- (3) 参加資格確認申請書等提出締切日 令和 2 年 1 月 10 日（金）
- (4) 質疑締切日 令和 2 年 1 月 10 日（金）
- (5) 質疑回答日 令和 2 年 1 月 17 日（金）
- (6) プロポーザル参加資格確認結果通知日
令和 2 年 1 月 17 日（金）
- (7) 企画提案書等提出締切日 令和 2 年 1 月 24 日（金）
- (8) プレゼンテーション実施日 令和 2 年 1 月 30 日（木） [予定]
- (9) 審査結果(採否)通知日 令和 2 年 1 月 31 日（金） [予定]
優先交渉権者決定

※1 現地説明会については、令和 2 年 1 月 7 日（火） 15：30 から開催する。堺市博物館の正面玄関に集合することとする。
堺市博物館及び大仙公園レストハウスを案内する。現地説明会を希望する者は、前記 4 の契約担当課まで事前に連絡すること。

(上記内容に変更が生じた場合は、ホームページでお知らせします。)

※2 質疑、参加資格確認申請書、企画提案書等は公募開始日から提出可能とする。

7、応募書類の配付

令和元年12月23日(月)から令和2年1月10日(金)まで、堺市ホームページからダウンロードすること。

堺市ホームページ：

<http://www.city.sakai.lg.jp/kanko/rekishi/sei/mozukofunngunn.html>

8、提出書類

(1)プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

企画提案書等を提出(プロポーザル参加)する者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等を提出すること。

ア 提出書類

提出書類等	記入に関する留意事項	様式
プロポーザル参加資格確認申請書等の表紙	<ul style="list-style-type: none">提出者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。①～④の表紙として使用し、①～④を順番に左上1箇所をホッチキス留めすること。③④は、堺市においての入札参加資格を有していない場合のみ必要。堺市においての入札参加資格を有していない場合、以下の書類を添付すること。<ol style="list-style-type: none">「登記簿謄本」、「現在事項証明書」又は「代表者事項証明書」の写し(発行後3か月以内の原本に限る)「代表者の印鑑証明書」(発行後3か月以内の原本に限る)提出部数は2部(原本を1部、押印後の写しを1部)とする。押印後の写しについては、クリップ留めとする。①～④とは別に、会社の概要が分かるもの(会社案内、会社パンフレット等)を2部提出すること。	表紙1
①プロポーザル参加資格確認申請書	<ul style="list-style-type: none">提出者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。A4版縦1枚に記載すること。	様式1

②履行実績等証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・提出者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。 ・履行実績欄に、業務名、発注者、契約内容、契約金額、履行期間、常設展示面積を記載すること。 ・以下の書類を添付すること。 1)前記5(7)を証明する資料 <ul style="list-style-type: none"> ・契約書の写し及び、仕様書の写し又は展示面積がわかる図面等) 	様式2
③同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・提出者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。 ・A4版縦1枚に記載すること。 ※<u>堺市において入札参加資格を有していない場合のみ</u> 	様式3
④国税の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・法人は「その3の3」、個人は「その3の2」とし、令和元年12月1日以降に発行されたものを必ず添付すること（写し可）。 ※<u>堺市において入札参加資格を有していない場合のみ</u> 	—

イ 提出期限

令和2年1月10日(金) 午後5時まで

ウ 提出先

前記4の契約担当課まで

エ 提出方法

上記イ提出期限までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)に持参すること。提出する前には、契約担当課へ、事前に連絡を入れること。

※前記5のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。参加資格確認申請書を提出した事業者に対して、参加の可否について、令和2年1月17日(金)に通知する。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

提出書類等	記入に関する留意事項
企画提案書等表紙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。 ・ ①～⑥の表紙として使用し、①～⑥を順番に左上 1 箇所をクリップ留めすること。 ・ 提出部数は 11 部（1 部正本、11 部副本） <ul style="list-style-type: none"> ※正本には、<u>業務名、社名を記載</u> ※副本には、<u>業務名を記載、社名は分からないようにしておく。</u> ・ ①～⑥には、<u>提出者が判別できるような記載（会社名、メーカー等が特定されるような固有名詞、マーク等）は一切行わないこと</u>
① 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国内において、平成 21 年 4 月 1 日以降に国又は地方公共団体が設置した同種施設で、常設展示面積が 500 m²以上の展示設計業務（リニューアルの設計・設置を含む。）を元請けとして完了した実績を記載すること。 ・ 主なものを 5 件まで記載すること。 ・ 受注形態の欄には、単独、JV の別を記載すること。 ・ 記載した同種業務実績については、業務名、履行期間、契約金額、発注者及び受注者双方の押印が確認できる契約書の所定の部分の写しと、仕様書の写し又は展示面積がわかる図面等を添付すること。 ・ A4 版縦 1 枚に記載すること。
②業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の総括責任者（1 名）及び担当技術者（4 名まで）を記載すること。 ・ 総括責任者と担当技術者の兼務は認めない。 ・ 学芸員資格保有者は 1 名以上必ず配置すること。 ・ 建築士（2 級以上）資格を保有している場合は記載すること。 ・ 各技術者の保有資格を（ ）書きで記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ※各資格を有することを証する書類を添付すること。 ・ 企画提案書等の提出者以外の企業等に所属する者を担当技術者とする場合は、企業名等も記載すること。 ・ 配置予定者のうち、日本国内において、平成 21 年 4 月 1

	<p>日以降に国又は地方公共団体が設置した同種施設で、常設展示面積が 500 m²以上の展示設計業務（リニューアルを含む。）を元請けとして完了した実績のある者の人数を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A4 版縦 1 枚に記載すること。 <p>※氏名は記載しないこと。</p>
③業務実施方針及び取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示を企画・設計するにあたっての考え方や業務内容が、事業概要・目的に照らして明確に示すこと。 ・ A4 版縦 1 枚に記載すること。
④業務スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務目的・方針に照らして適切であり、効率的かつ効果的に業務を推進することが可能なスケジュールとすること。 ・ A4 版縦 1 枚に記載すること。
⑤企画・提案	<p>○世界文化遺産登録及び百舌鳥古墳群の価値伝達・魅力の発信をしていくガイダンス展示について具体的に示すこと。(1) から (6) の視点を参考に、自由な発想で提案を求める。</p> <p>(1)「百舌鳥・古市古墳群」の価値や魅力について、専門的な知識のない利用者でも興味・関心をもって学べる内容となっている。</p> <p>(2)展示内容が視覚的に分かりやすい仕様となっている。</p> <p>(3)CGや写真、イラストを効果的に使用した魅力的なデザイン・レイアウトとなっている。</p> <p>(4)将来的に機能や情報の更新性について配慮されている。(更新に係る費用、更新方法及び維持管理費用について明示されていること。)</p> <p>(5)大仙公園レストハウスと堺市博物館の役割分担について具体的かつ明確に示されている。</p> <p>(6)本業務の仕様を満たしかつ展示内容全体を把握し、より充実した提案となっている。</p> <p>※企画・提案のガイダンス展示の対象エリアについては、別添で示す図面を参考にすること。</p> <p>※堺市博物館部分の展示の提案については、中世・近世との意匠等の調和に配慮すること。</p> <p>※既存の百舌鳥古墳群シアターは、現在の場所で継続して運営する。「仁徳天皇陵古墳VRツアー」については、現</p>

	<p>在の場所から移設する。</p> <p>※ガイダンス展示を整備するにあたり、建築・設備の与件については、具体的及び詳細に示しておくこと。改修後の建築の仕上げ等については、既存の仕様をベースに、建築・設備の与件を出すこと。(※大仙公園レストハウス及び堺市博物館の既存図面は、HPに掲載しているものを参考とすること。)</p> <p>※記載にあたり、概念図、イラスト等を用いることに支障はない。</p> <p>・ A3 版横 4 枚以内に記載すること。</p>
⑥見積書	<p>・見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。</p> <p>なお、見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。</p> <p>・見積書については人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。</p> <p>・見積書の提案上限金額は 66,000 千円（税込）とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。</p> <p>・ A4 版縦 1 枚に記載すること。</p>

イ 提出期限

令和 2 年 1 月 2 4 日(金) 午後 5 時まで

ウ 提出先

前記 4 の契約担当課まで

エ 提出方法

上記提出先まで直接持参すること。

※上記提出期限までの午前 9 時～午後 5 時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に前記 4 の契約担当課へ持参すること。

※提出の際には、本市から交付した関係書類を全て返却すること。

9、提案書記載事項

別紙の「百舌鳥古墳群ガイドダンス展示製作設置業務仕様書」に基づき、次の項目についての提案書を作成すること。

- (1)業務の概要
- (2)業務の実施体制
- (3)業務実施スケジュール
- (4)業務実績
- (5)企画提案
- (6)展示業務に伴う建築・設備の必要な与件

※与件がある場合は、具体的に示すこと。

※大仙公園レストハウスの内装改修は、現仕様の準ずるものとする予定であり、展示をする際に付加が必要な設備については、展示業者の負担とし、設計に反映させるものとする。

10、提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して疑義が生じた場合には、前記4の契約担当課担当者まで電話にて問い合わせるか、FAXもしくは電子メールにて問い合わせること。FAX又は電子メールの場合は、送付後、速やかに契約担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

なお、質問受付の締切は令和2年1月10日(金)午後5時までとし、それ以後は一切受け付けない。

11、提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「プロポーザル参加辞退届」に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。また、その際には、本市から交付した関係書類はすべて返却すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

(1)辞退届提出期限

令和2年1月24日(金)午後5時まで

(2)提出先

前記4の契約担当課まで

(3)提出方法

上記提出先まで直接持参すること。

※上記提出期限までの午前9時～午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

1 2、失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1)提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2)堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合（ただし、契約金額が500万円未満の場合は除く）
- (3)見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (4)提出期限までに書類が提出されない場合
- (5)提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)
- (6)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (7)著しく信義に反する行為があった場合
- (8)契約を履行することが困難と認められる場合
- (9)企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (10)本事業について2案以上の企画提案をした場合
- (11)審査の公平性に影響を与える行為があった場合

1 3、企画提案書等の審査

(1)審査基準及び配点表

別添審査基準及び配点表のとおり

(2)審査方法

- ・提出書類は堺市の外部有識者及び庁内関係者で構成する選定委員会において審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた1者を選定する。
- ・提出書類の内容についてのプレゼンテーションの実施を予定しているため、日時等詳細については別途連絡を行う。
- ・審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- ・審査内容、結果についての異議は認められない。

(3)審査結果

審査結果は採否に関わらず、令和2年1月31日(金)（予定）に通知する。

(4)優先交渉権者の決定

審査の結果を踏まえ、契約の相手方として最も適したものを優先交渉権者として決定する。

14、契約の締結

(1)契約者の決定

①優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は令和2年2月7日(金)までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。

②優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

なお、当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合及び契約不成立により本市に著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

(2)契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

(3)契約保証金

本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の10/100以上とする（ただし、利子は付さない）。

なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

イ 過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

ウ 契約金額が、1,000,000円以下であるとき。

(4)誓約書の提出

優先交渉権者は、契約締結までに堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じた金額）が500万円未満の場合は除く）を作成し、提出すること。

15、その他

(1)提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。

なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は堺市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。

(2)提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

(3)企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。

(4)企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。